

他の健康保険に加入した後に国保の資格で医療機関を受診した場合は、医療費を返還していただきます。

他の健康保険に加入した後、国保脱退の届出をしないで、国保の資格確認書または資格情報のお知らせを使用して受診した場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。

就職した場合や結婚で家族の被扶養者になった場合などで、他の健康保険に変わったときは、必ず国民健康保険課に届出をしましょう。

また、さかのぼって他の市区町村の国保資格を取得した場合も同じ取り扱いとなります。

届出を
忘れずに!



国民健康保険短期人間ドック費用助成申請について

●助成要件

- 国民健康保険税を完納している世帯に属していること。
- 年齢が受診日において20歳以上75歳未満であること（75歳以上の方は後期高齢者対象の制度で助成が受けられます。）。
- 受診日の属する年度において、市が行う特定健康診査を受診していないこと及び受診する予定がないこと。
- 受診日の属する年度において、短期人間ドック費用の助成を受けていないこと。
- 現在治療中の疾病等について、短期人間ドックを受診することに支障がないこと。
- 妊娠中でないこと。
- 医療機関が短期人間ドックの結果報告を市に提出すること及び助成金を代理受領することについて承諾していること。

●ドック受診までの流れ

- ①下記医療機関で短期人間ドックの予約をします。
- ②受診日の2週間前までに助成の申請をします。
- ③市から助成決定通知書と質問票を郵送しますので、マイナ保険証または資格確認書、助成決定通知書及び回答を記入した質問票を持って、短期人間ドックを受診します。

●助成額

- 医療機関で受ける短期人間ドック費用の7割（1,000円未満切り捨て）を助成します。ただし、限度額は7万円です。受診者は短期人間ドックの受診料金から助成額を差し引いた金額を医療機関へ支払います。

●注意事項

- ①短期人間ドックのオプション等については助成の対象にならないものがあります。詳しくは国民健康保険課までお問合せください。
- ②受診日に富津市国民健康保険の資格がなく助成を受けた場合には、助成額分を富津市へ返還していただきます。助成申請後に富津市国民健康保険以外の健康保険に加入した方は、速やかに国民健康保険課へご連絡ください。
- ③同年度内に短期人間ドック費用助成と特定健康診査の両方を受けることはできません（重複受診が判明した場合、助成額分を富津市へ返還していただきます）。

短期人間ドック費用助成制度契約医療機関一覧（令和8年4月1日現在）

●君津中央病院	●袖ヶ浦さつき台病院 健診センター	●三枝病院	●IMS Me-Life クリニック千葉
●君津中央病院大佐和分院	●かずさアカデミアクリニック	●鋸南病院	●竹内基クリニック
●亀田クリニック健康管理センター	●原田内科小児科医院	●東病院	●よこすか内科小児科・はるこ レディースクリニック
●亀田総合病院附属幕張クリニック	●たなかハートクリニック	●竹内医院	●千葉脳神経外科病院
●玄々堂君津病院		●井上記念病院	

オンラインでの申請が可能です

スマートフォンやパソコンなどで右記URLまたは二次元コードから申請フォームへアクセスし、必要事項を入力してください。



国民健康保険に加入の方は
こちらから
URL <https://logoform.jp/f/kturj>



後期高齢者医療に加入の方は
こちらから
URL <https://logoform.jp/f/RhTfc>

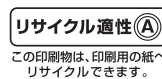
特定健康診査、若年健診、各種がん検診について

健康づくり課 ☎0439-80-1265

後期高齢者健康診査、短期人間ドックについて

国民健康保険課 ☎0439-80-1254

●発行日から一定期間経過後、二次元コードのリンク先を削除する場合がありますので、ご了承ください。



禁無断転載 ©東京法現出版

発行 富津市役所 市民部 国民健康保険課 電話0439-80-1271・1254

国保加入状況 [令和8年3月1日現在] 5,599世帯 / 8,016人

国保だより

第184号

令和8年4月9日発行

令和
8年度
から

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

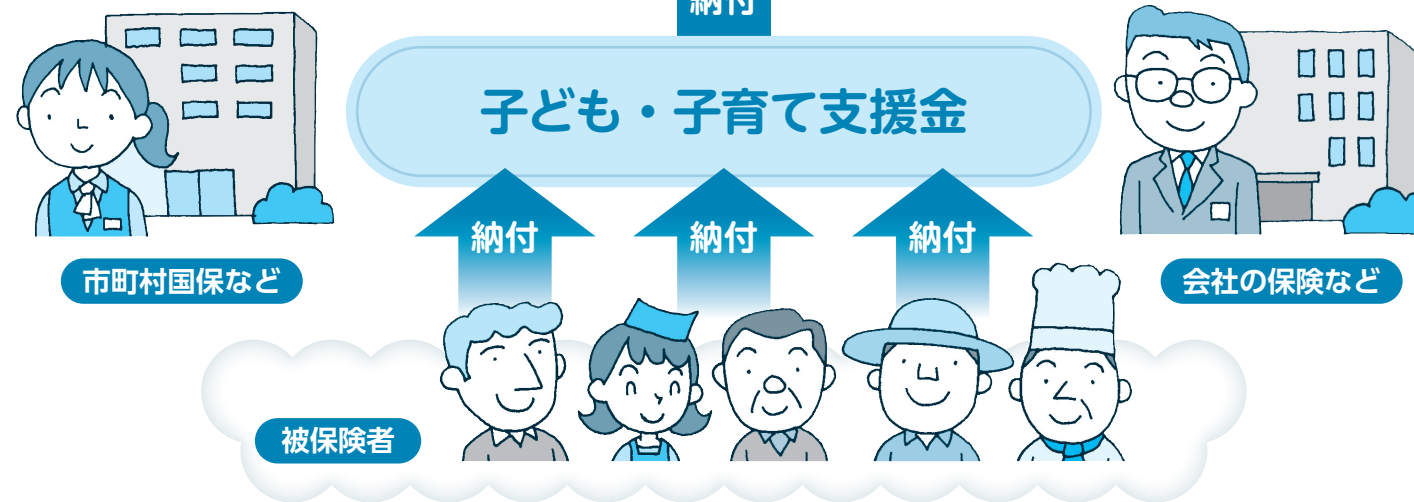
① 子ども・子育て支援金制度とは？

- 全ての世代や企業が支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。
- 子ども・子育て支援金は、令和5年12月22日に政府が決定した「子ども未来戦略」の中の出産や子育ての負担軽減、教育費の支援強化など、子どもたちの未来を支える具体的な施策を進めるための大切な財源です。令和8年度から、国民健康保険や協会けんぽ、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険で、保険料と合わせて子ども・子育て支援金を被保険者のみなさんから徴収し、国に納付金として納付します。

こども家庭庁

こども・子育て支援加速化プラン

- 児童手当の抜本的拡充
- 出生後休業支援給付
- 妊婦のための支援給付
- 育児時短就業給付
- こども誰でも通園制度の創設
- 育児期間中の国民年金保険料免除



子ども・子育て支援金制度について、右記の二次元コードよりこども家庭庁ホームページのQ&Aやリーフレットもご参照ください。



こども家庭庁
Q&A



子ども・子育て
支援金制度
リーフレット

② 令和8年度からの国民健康保険税について

- 令和7年度までの国民健康保険税は、次の3種類で構成されています。
 - 1.被保険者の皆さんの医療費の財源となる「医療分」
 - 2.後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」
 - 3.40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護納付金分」
- 令和8年度から、「子ども・子育て支援金分」を加えて国民健康保険税を納めていただくこととなります。子ども・子育て支援金分は、所得割、均等割、18歳以上均等割*の3つの区分の合計が課税されます。
- 前年の世帯の所得が一定以下の場合、その世帯の所得に応じて、均等割額と18歳以上均等割額が軽減されます。

※18歳以上均等割とは

18歳の誕生日以後の最初の3月31日を迎えるまでの被保険者は、子ども・子育て支援金の均等割額の全額が軽減されます。その軽減した総額を、18歳以上の被保険者で負担するもので、世帯のうち、18歳以上の被保険者の人数に応じて納めていただくものです。

■富津市の子ども・子育て支援金導入後の国民健康保険税（令和8年度～）

国民健康保険税	18歳以上均等割			全被保険者
	所得割	均等割		
医療分	7.40%	41,000円		
後期高齢者支援金分	2.50%	13,800円		
介護分	2.40%	13,700円		40歳～64歳まで
子ども・子育て支援金分	0.29%	1,700円	100円	全被保険者(※)

(※)18歳に達する年度までの子どもの被保険者は、子ども・子育て支援金分の均等割額の10割を軽減。18歳以上均等割は、年度中に18歳に達した子どもを除く、18歳以上の被保険者が対象

課税限度額

課税区分	令和8年度
医療分	67万円
後期高齢者支援金分	26万円
介護納付金分	17万円
子ども・子育て支援金分	3万円
合計	113万円

国民健康保険税の計算方法について、市のホームページをご参照ください。



国民健康保険税の
計算方法について

令和8年度 国民健康保険特定健康診査のお知らせ

国が定めた年に一度の健康診査です。治療中の方も受診してください。
 健診を受診して、重症化を予防することで、治療にかかる費用や時間を少なくすることにつながります（特に、食事や運動などの生活習慣の改善が有効な生活習慣病では、健診を受診している人は、していない人と比較して医療費が3分の1になっています）。

自分と大切な家族のため、からだの変化を確認するために毎年特定健康診査を受けましょう。

- 対象者 40～74歳（昭和27年1月1日～昭和62年3月31日生まれ）の国民健康保険加入者
- 受診券発送 4月下旬
- 受診方法 集団健診又は個別健診のどちらかを選んで受診してください。令和8年度内に短期人間ドック費用助成との重複受診はできません。

※高血圧で服用している方は、健診日も服用してください。

受けないなんてもったいない!!

1万円相当の検査が500円で受診できます!

集団健診（市役所、市民会館等で行う健診）

- 集団健診では尿検査の項目に推算塩分摂取量検査、心電図検査をすべての方を対象に実施します。
- 午前は完全予約制、午後は予約者優先で当日受付の方も受診できます。なお、当日受付の方は、予約状況によりお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。
- 同時に若年健康診査（18～39歳の市民が対象）及び結核・肺がん検診（18歳以上の市民が対象）を実施しています。

特定健康診査（集団健診）日程

会場	健診日	受付時間
市役所	6月 4日(木)	9:00～11:00 13:30～15:00
金谷コミュニティセンター	6月 9日(火)	9:00～10:50
竹岡コミュニティセンター	※終日完全予約制	13:45～15:00
市民会館（湊）	6月 25日(木)	
市役所	9月 8日(火)	9:00～11:00 13:30～15:00
市役所	9月 18日(金)	
市民会館（湊）	10月 14日(水)	※11月1日(日)は9:00～11:00 13:30～14:20となります
市役所	11月 1日(日)	
市役所	11月 11日(水)	

「+プラスけんしん」を実施します!

下記の5日間、特定健康診査と同日にがん検診を実施します。ご自身の身体を知るきっかけに安心を「+プラス」してみませんか？ 健診の詳細は4月下旬に通知する受診券をご確認ください。

日程	5月26日(火)	6月7日(日)	7月27日(月)	10月4日(日)	10月28日(水)
	富津公民館 ※全日完全予約制	市役所	市役所 ※全日完全予約制	市役所	市役所

予約方法 Webか電話のどちらかで予約できます。いずれの予約でも受診券が必要となります。

Web予約

〈予約受付開始〉5月1日(金) 9:00～
 〈予約受付時間〉24時間受付可
 〈予約締切〉けんしん実施日の前日まで
 二次元コードもしくは市のホームページからお申込みください

個別健診（医療機関での健診）

- 健診期間 5月11日(月)～9月30日(水)
- 健診医療機関 富津市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市の健診協力医療機関で実施。受診日、時間等は医療機関に直接お問い合わせください。個別健診での心電図検査は詳細健診の基準に該当する方に実施します。

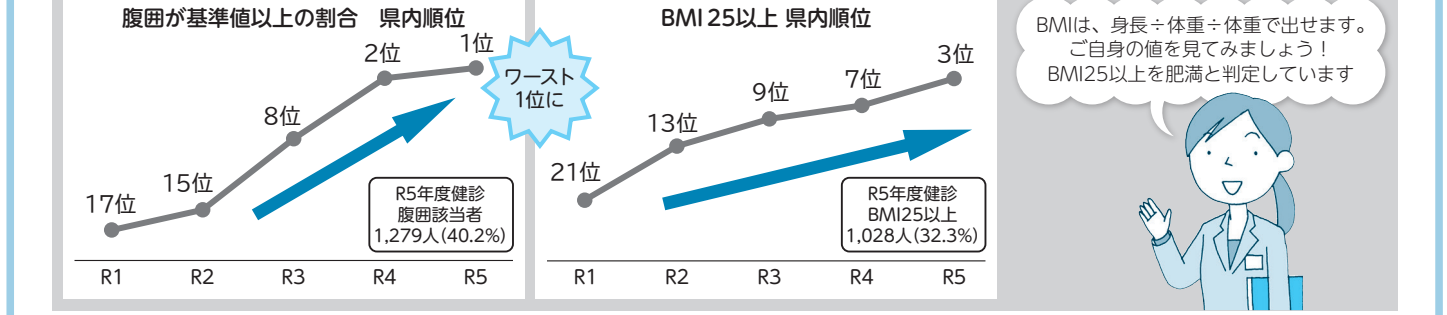
国民健康保険特定健康診査の留意事項

- 通院治療中の方も特定健康診査の対象です。
- 国民健康保険の助成を受けず受診した人間ドック、会社での健診、JA健診等、他の健診を受けている国民健康保険加入の方は健診結果の提供にご協力ください。

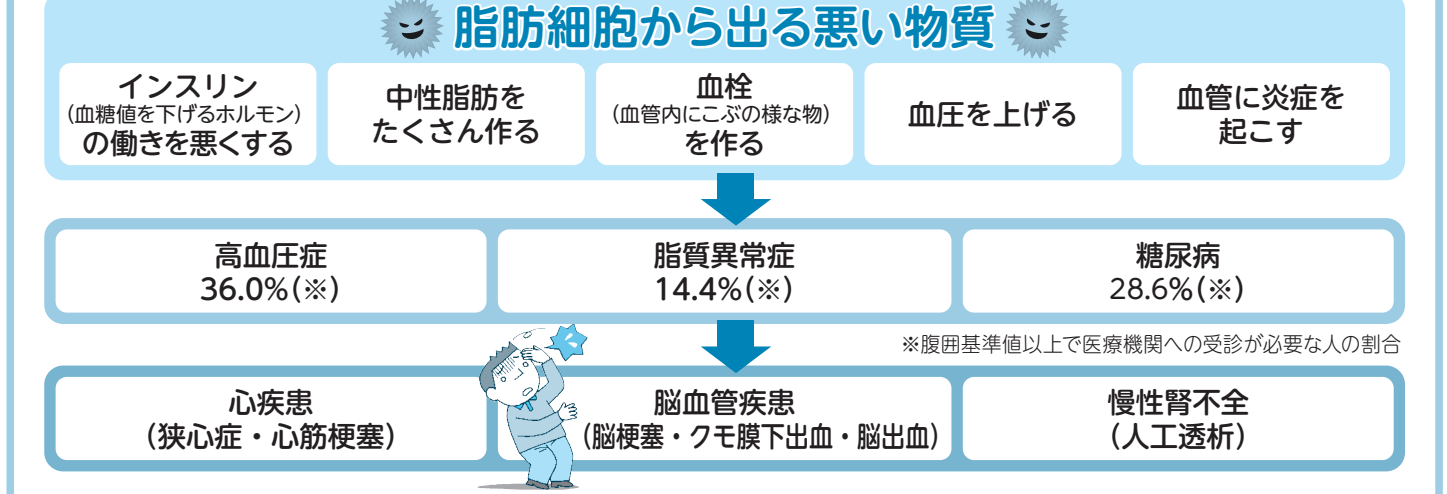
特定健康診査、若年健康診査、各種がん検診について **健康づくり課 ☎0439-80-1265**

みなさんは「腹囲」を測ったことがありますか？

- なぜ腹囲は健診項目にあるの？
 腹囲を測ることによって内臓脂肪の蓄積の程度がわかるためです。
- 富津市の受診者の実態は？ 腹囲基準値以上・BMI25以上の肥満者が増えている!?
 腹囲、BMIともに基準値以上の人が年々増加し、千葉県内の市町村との比較でも該当者の割合が高くなっています。



- 内臓脂肪はどこに悪さをするの？
 少しお腹が出てきたかも…と思っても病院に受診する方は少ないと思います。また、少し運動したら…食事を控えたら…やる気になったら体重は落とせる！と考えている方もいるかもしれません。なぜ肥満を放置するといけないのでしょうか？
 肥満で内臓脂肪があると、脂肪細胞から生活習慣病を引き起こすリスクとなる悪い物質が多く分泌されてしまうためです。この悪い物質が血管内皮を傷つけて動脈硬化を進め、糖尿病や高血圧、さらに重症化すると心筋梗塞や脳梗塞などの大きな病気を引き起こす可能性があります。
 それとは反対に、肥満に該当する人は体重が3～5%減ると、血糖や血圧などを整えようとする良い仕事する物質が多く分泌されます。



まだ間に合います!! 健康診断でご自身の血液の状態を確認しましょう!
 腹囲だけではなく、他の検査項目を合わせてみていくことが大切です。体重や腹囲はご自身で測れますが、血液の状態はわかりません。健康診断でご確認ください。

令和8年度 後期高齢者健康審査のお知らせ

対象者の方へ受診券を送付します。生活習慣病の早期発見と健康保持、増進のために健康診査を受診しましょう。
 ※令和8年度中に短期人間ドック費用助成を受ける（予定の）方は受診できません。

対象者	令和8年5月末時点で千葉県後期高齢者医療の被保険者の方	令和8年6月から12月までに千葉県後期高齢者医療の被保険者になる方
健診期間	6月1日(月)～11月30日(月)	令和9年2月1日(月)～28日(日)
受診券発送	令和8年5月下旬	令和9年1月下旬

こんなときは忘れずに届出をお願いします

世帯主又は世帯員が国保の加入・脱退をする場合、**14日以内**に国保担当窓口へ届出をしてください。
 ※マイナンバーカードを保険証として利用登録（マイナ保険証）している方も届出が必要です。

こんなとき	届出に必要なもの
ほかの市区町村から転入してきたとき	●転出証明書 ※70歳以上75歳未満の方は負担区分等証明書（前住所地で発行したもの）
職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険の資格喪失証明書または退職証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった証明書
子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
外国籍の方が加入するとき	●在留カード ●パスポート
ほかの市区町村へ転出するとき	●資格確認書または資格情報のお知らせ
職場の健康保険に加入したとき/職場の健康保険の被扶養者になったとき	●国保と職場の健康保険の両方の資格確認書または資格情報のお知らせ（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）
死亡したとき	●亡くなった方の資格確認書または資格情報のお知らせ
生活保護を受けるようになったとき	●資格確認書または資格情報のお知らせ ●保護開始決定通知書
資格確認書または資格情報のお知らせの内容の変更	●住所・世帯主・氏名・世帯などが変わったとき ●資格確認書または資格情報のお知らせ
マイナンバーカード、資格確認書または資格情報のお知らせを紛失したとき	
その他	●資格確認書または資格情報のお知らせ（転出先の住所に変更したい場合） ●在学証明書 ●転出先の住所の証明になるもの

全ての場合に共通して必要なもの → ●本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
 ●同一世帯員以外の方が届出をする場合は、世帯主または本人からの委任状

※資格確認書または資格情報のお知らせは、原則窓口交付になりますが、転入による加入の場合は、郵送となります。
★国民健康保険の加入・脱退の届出は窓口でのほかオンラインまたは郵送でも可能です。

《オンラインの場合》
 右記の二次元コードから申請フォームへアクセスし、必要事項を入力してください。
 ※届出する方が本人または同一世帯員のみ申請可能です。

《郵送の場合》
 市ホームページで公開している届出書類をダウンロードしていただき、必要なものの写しを添付して、国民健康保険課宛に郵送してください。

加入 ▶ 脱退 ▶ 郵送 ▶